

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育て支援法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、子ども・子育て支援法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法関係事務
②事務の概要	<p>多治見市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づき、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務処理を行い、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じて自己負担額を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、多治見市は、子ども・子育て支援法関係事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。電子申請機能により申請された電子データは、申請管理システムにより基幹システムに取り込む。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援システム 2. 収納／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)収納消込／滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の127の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項(155の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒507-8787
岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地
多治見市役所 駅北庁舎
福祉部子ども支援課
TEL:0572-23-5947

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒507-8787
岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地
多治見市役所 駅北庁舎
福祉部子ども支援課
TEL:0572-23-5947

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	申請者からのマイナンバーの提供を必須としている。申請時記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。
-------	---

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、端末への顔認証によるログインとシステムへのパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	子ども支援課長 長江 信行	子ども支援課長 春田 正孝	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	3) 1万人以上10万人未満 平成27年4月1日 時点	2) 1,000人以上1万人未満 平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	子ども支援課長 春田 正孝	子ども支援課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 個人情報の開示・訂正・利	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	【以下の内容を追記】 ・申請・届出等は窓口、郵送、およびサービス検	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	【以下の内容を追記】 5. ADWORLDマイナポータル電子申請管理シス	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	【以下の内容を追記】 ② 電子申請機能により申請された電子データ	事後	申請管理システム導入に伴う追加
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の97の項	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 别表の127の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		十分である。 理由:申請者からのマイナンバーの提供を必須	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11最も優先度が高いとされる		3) 十分である。 理由:アクセスが可能な職員は、端末への顔認	事後	